**事業所名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実地指導年月日　　　令和　　　　年　　　月　　　日　　３年７月版**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **事業区分** | **介護老人保健施設** | **自己点検シート記入者名** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　確認事項 | 該当の空白を埋めてください。 | 記入例 |
| １　定員　 | 老健　　　　　名　　 | 老健　60名　 |
| ２　入所者数（　　　月　　　日現在）　　　　　 | 従来型　　　　名　　・　　ユニット型　　　　名（　　　ユニット） | ユニット型54名（6ユニット） |
| ３　日中の時間設定（14時間以上）　(ユニットのみ) | 　開始　　　時　　　　分　～　終了　　　　時　　　　分 | 6時30分～20時30分 |
| ４　夜勤職員配置加算の夜勤時間帯　（22：00～翌5：00を含めた連続する16時間）　　　　 | 　開始　　　時　　　　分　～　終了　　　　時　　　　分 | 17時0分～翌9時0分 |
| ５　認知症介護基礎研修受講者数 | 　受講対象者数　　　　　　　　　　人　受講済者数　　　　　　　　　　　人　今年度受講（予定）者数　　　　人 | 受講対象者数　　21人受講済者数　　　　8　人今年度受講（予定者数）　6人※3年間の経過措置期間あり（新入職員は１年間の猶予期間あり） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 医療機関（病院、有床診療所）への入院、退院日の報酬算定 | 医療機関が同一敷地内の場合、又は隣接・近接する敷地に医療機関があり介護保険施設と職員兼務や施設の共用等が行われている場合、その日のうちに①施設を退所し医療機関に入院する日、②医療機関を退院し施設に入所する日はいずれも介護報酬請求はしていない | 請求していない・該当なし | 老企第40号通知 |
| 　 | 【一般老健】基本型の算定 | ①看護職員又は介護職員の数が常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上 | 　 | 該当 | 　 |
| ②定員超過・人員欠如に該当していない | 　 | 該当 | 　 |
| ③入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること | 　 | 該当 | 　 |
| ④退所者の退所後30日以内（要介護４・５の場合は、１４日以内）に、居宅を訪問、又は指定居宅介護支援事業者からの情報提供を受け、退所者の在宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録 | 　 | 該当 | 「退所者」は、施設内で死亡した者及び退所後直ちに入院し、１週間以内に退院し、退院後直ちに再入所した者を除く |
| ⑤理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること | 　 | 該当 | 　 |
| ⑥在宅復帰・在宅療養支援等指標が２０以上であること | 　 | 該当 | 当日、「”在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |

**別表１－１、１－２もご記入ください**※届出状況、点検結果の該当する項目に「○」を記入すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 【一般老健】在宅強化型の算定 | ①基本型算定の点検項目①から⑤までに該当 | 　 | 該当 | 　 |
| ②在宅復帰・在宅療養支援等指標が６０以上であること | 　 | 該当 | 当日、「”在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |
| ③地域に貢献する活動をしていること | 　 | 該当 | 健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民等と当該老健の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するもの |
| ④少なくとも週３回以上のリハビリテーションを実施していること | 　 | 該当 | 　 |
| 　 | 【一般老健】その他型の算定 | ①基本型算定の点検項目①及び②に該当 | 　 | 該当 | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 【療養型老健】療養型の算定 | ①基本型算定の点検項目①から⑥までに該当 | 　 | 該当 | 　 |
| ②平成１８年７月１日から平成３０年３月３１日までの間に転換を行って開設した介護老人保健施設 | 　 | 該当 | ただし（イ）半径４㎞以内に病床のある医療機関がない（ロ）病床数が１９以下（イ）、（ロ）のいずれかに該当する場合は１００分の３５未満でも可 |
| ③算定日が属する月の前１２月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が１００分の３５以上であることを標準とする | 　 | 該当 | 　 |
| ④算定日が属する月の前３月間における入所者及び短期入所の利用者のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が１００分の１５以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者※の割合が１００分の２０以上 | 　 | 該当 | 割合は前3月間の平均値※認知症高齢者の日常生活自立度ランクＭ |
| ⑤介護保健施設サービス費（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス（Ⅲ）で算定する場合は入所者等の数が４０以下 | 　 | 該当 | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 多床室単位数の算定（特例） | ・従来型個室に平成17年9月30日に入所しており、引き続き入所している人（平成17年9月中に特別な室料を支払っていなかった人） | 　 | 満たす | 平成17年9月からの継続入所者のみ適用 |
| ・感染症、看取り（ターミナルケア）等により、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人（従来型個室入所期間が30日以内） | 　 | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等）30日超過は、改めて医師の判断が必要 |
| ・床面積が8.0平方メートル以下の従来型個室に入所する人 | 　 | 満たす | 最低基準以下の従来型居室床面積の算定は壁芯での測定 |
| 著しい精神症状等のため、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入所が必要と医師が判断した人 | 　 | 満たす | 嘱託医又は主治医の判断（診断書、カルテ等） |
|  | 従来型とユニット型の職員兼務 | 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合における介護職員又は看護職員の兼務 |  | 該当 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）１日＋３４単位 | ①基本型を算定 | 　 | 該当 | 　 |
| ②在宅復帰・在宅療養支援等指標が４０以上であること | 　 | 該当 | 当日、「”在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |
| ③地域に貢献する活動をしていること | 　 | 該当 | 健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民等と当該老健の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するもの |
| 　 | 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）１日＋４６単位 | ①在宅強化型を算定 | 　 | 該当 | 　 |
| ②在宅復帰・在宅療養支援等指標が７０以上であること | 　 | 該当 | 当日、「”在宅復帰・在宅療養支援等指標”計算書」を確認するので、計算書とその根拠資料を準備してください。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果　 | 備　　考 |
| 　 | 夜勤減算×９７／１００※22時～翌朝5時を含む連続する16時間★歴月で人員不足が①2日以上連続発生②4日以上発生、のいずれか該当で、翌月減算 | ユニット型以外　 | 　 | 満たさない | ※左記以外の要件〔療養型老健Ⅱ〕夜勤を行う看護職員数は（入所者数÷41）以上〔療養型老健Ⅲ〕看護オンコール体制が整備されている |
| 　 | ①入所者40人以上＝　看護又は介護職員２人 | 　 | 満たさない |
| ②入所者40人以下で、常時緊急連絡体制整備＝看護又は介護職員1人以上 | 　 | 満たさない |
| ユニット型・・・2ユニットごとに１人以上　 | 　 | 満たさない |
| 　 | 定員超過利用減算×７０／１００ | 月平均の入所者数が入所定員を超過 | 　 | 超えている | 　 |
| 　 | 人員基準欠如減算×７０／１００ | 看護・介護職員の配置が入所者数に対して３：１以上 | 　 | 満たさない | 　 |
| 医師が常勤換算方法で入所者数比１００：１以上 | 　 | 満たさない | 　 |
| ＰＴ、ＯＴ又はSTが常勤換算方法で入所者数比１００：１以上 | 　 | 満たさない | 　 |
| 介護支援専門員が１以上 | 　 | 満たさない | 入所者数比　１００：１以上（標準） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | ユニットケア減算×９７／１００ | 日中常時１人以上の介護又は看護職員の配置 | 　 | 未配置 | 該当月の翌々月減算 |
| ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 | 　 | 未配置 |
| 　 | 身体拘束廃止未実施減算×９０/１００ | 1. 緊急やむを得ず身体拘束を実施
 | 　 | 該当 | 発生月の翌月から改善状況報告が県に認められる月まで減算 |
| ②その態様、時間、入所者の心身状況、緊急やむを得ない理由の記録 | 　 | 未整備 |
| ③　適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催 | 　 | 未開催 |
| ④　委員会の開催結果を介護職員その他従業者に周知徹底 | 　 | 未周知 |
| ⑤　適正化のための指針を整備 | 　 | 未整備 |
| ⑥　研修の定期的（年２回以上）な実施 | 　 | 未実施 |
| 　 | 夜勤職員配置加算１日＋２４単位 | 【入所者数等の数が４１人以上の場合】夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が２名を超えて配置、かつ利用者等の数が２０又はその端数を増すごとに１以上配置 | 　 | 該当 | 認知症ケア加算を算定している場合は、認知症専門棟とそれ以外の部分のそれぞれで満たす |
| 【入所者数等の数が４０人以下の場合】夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が１名を超えて配置、かつ利用者等の数が２０又はその端数を増すごとに１以上配置 | 　 | 該当 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 短期集中リハビリテーション実施加算１日＋２４０単位 | 1. 入所（起算）日から、３月以内に実施
 | 　 | 該当 | 　 |
| ②２０分以上の個別リハビリテーションを概ね週３回以上実施 | 　 | 該当 | 　 |
| ③過去３か月以内に介護老人保健施設に入所していない | 　 | 該当 | 入院後の再入所の場合の例外あり |
| 　 | 認知症短期集中リハビリテーション実施加算１日＋２４０単位 | 入所(起算)日から３月以内に実施 | 　 | 該当 | 　 |
| １週の実施回数 | 　 | ３回（標準） | 　 |
| 精神科医等※により生活機能が改善されると判断された認知症者 | 　 | 該当 | ※神経内科医、認知症リハ専門研修修了医 |
| リハビリテーションマネジメントによる計画に基づきＰＴ等により記憶の訓練、日常生活活動訓練等を組み合わせたプログラムの提供 | 　 | 実施 | 　 |
| １人の医師又はＰＴ等が１人に対して個別に20分以上実施 | 　 | 実施 | 　 |
| リハビリテーションに関する記録の保管 | 　 | あり | 実施時間、訓練内容、訓練評価、担当者等リハビリに関する記録 |
| 過去３月以内に当該加算を算定していない | 　 | していない | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 認知症ケア加算１日＋７６単位 | 認知症の利用者と他の利用者との区別 | 　 | あり | 　 |
| 専ら認知症の利用者が利用する施設 | 　 | 該当 | 　 |
| 自立度判定基準Ⅲ、Ⅳ、Ｍに該当し、認知症専門棟での処遇が適当と医師が認めた者 | 　 | 該当 | 　 |
| 入所定員４０人を標準 | 　 | 満たす | 　 |
| 1割以上の個室 | 　 | あり | 　 |
| 1人当たり２㎡のデイルーム | 　 | あり | 　 |
| 家族に対する介護技術や知識提供のための３０㎡以上の部屋 | 　 | あり | 　 |
| 単位ごとの利用者数が１０人程度 | 　 | 満たす | 　 |
| 単位ごとの固定した職員の配置 | 　 | 配置 | 　 |
| 日中の利用者１０人に対し常時1人以上の看護・介護職員の配置 | 　 | 配置 | 　 |
| 夜間、深夜に利用者２０人に対し1人以上の看護・介護職員の配置 | 　 | 配置 | 　 |
| ユニット型でない | 　 | 該当 | 　 |
| 　 | 若年性認知症入所者受入加算１日＋１２０単位 | 若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定める | 　 | 該当 | 　 |
| 入所者に応じた適切なサービス提供 | 　 | 実施 | 　 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない | 　 | 算定していない | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 外泊時費用　所定単位数にかえて１日３６２単位 | 外泊をした場合（初日及び最終日は算定不可） | 　 | ６日以下 | 　 |
| 短期入所療養介護のベッドへの活用 | 　 | なし | 　 |
| 　 | 外泊時在宅サービス利用費用所定単位数にかえて１日＋８００単位 | ①多職種共同で、試行的退所中における在宅サービスの必要性を検討 | 　 | 該当 | 　 |
| ②入所者又は家族に対し、十分な説明、同意 | 　 | 該当 | 　 |
| ③外泊時利用サービスに係る在宅サービスの計画を作成 | 　 | 該当 | 　 |
| ④計画に基づく適切な居宅サービスを提供 | 　 | ６日以下 | 在宅サービス利用の記録 |
| ⑤外泊の初日及び最終日は算定しない | 　 | 該当 | 　 |
| ⑥外泊時費用を算定していない | 　 | 該当 | 　 |
| ⑦短期入所療養介護のベッドへの活用 | 　 | なし | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | ターミナルケア加算 | 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断 | 　 | 該当 | 　 |
| 入所者又はその家族等の同意を得たターミナルケア計画の作成 | 　 | 該当 | 　 |
| 医師、看護師、介護職員、支援相談員等が協働して入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得ている | 　 | 該当 | 　 |
| 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行う | 　 | 実施 | 　 |
| ターミナルケアを直接行っている |  | 該当 |  |
| （退所後の死亡等）入所していない月の自己負担がある場合、入所者側に文書にて同意を得ている | 　 | 該当 | 　 |
| 退所後も入所者の家族指導等を行っている | 　 | 該当 | 死亡前退所の場合 |
| 職員間の相談、家族の意思確認等の内容の記録 | 　 | 該当 | 　 |
| 本人又は家族の意思確認等の内容の記録 | 　 | 該当 | 　 |
| 多床室の入所者で、本人又は家族が個室を希望する場合、意向に沿えるよう考慮し個室に移行した場合多床室の算定をする | 　 | 該当 | 　 |
| 退所した日の翌日から死亡日までの間は算定していない | 　 | 該当 | 　 |
| （１）　死亡日以前31日以上45日以下 |  | １日につき80単位 |  |
| （２）　死亡日以前４日以上30日以下 | 　 | １日につき160単位 | 　 |
| （３）　死亡日の前日及び前々日 | 　 | １日につき820単位 | 療養型老健の場合850単位 |
| （４） 死亡日 | 　 | １日につき1650単位 | 療養型老健の場合1700単位 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 【療養型】特別療養費 | 算定 | 　 | 該当 | 特別療養費の事前提出資料について記入、提出 |
| 　 | 【療養型】療養体制維持特別加算（Ⅰ）１日＋２７単位 | ①次のイ、ロのいずれかに該当 | 　 | 該当 | 　 |
| 　 | イ　転換直前で、指定介護療養型医療施設（４：１の介護職員配置）を有する病院であった | 　 | 該当 | 　 |
| 　 | ロ　医療保険の療養病棟入院基本料１の施設基準に適合した病棟であったものの占める割合が2分の1以上であり、転換前の療養体制を維持し、質の高いケアを提供 | 　 | 該当 | 　 |
| 1. 護職員又は介護職員のうち、介護職員数が常勤換算で

４：１（端数切り上げ）以上である | 　 | 該当 | 　 |
| ③定員超過利用・人員基準欠如に該当しない | 　 | 該当しない | 　 |
| 　 | 【療養型】療養体制維持特別加算（Ⅱ）１日＋５７単位 | ①前３月間の入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の割合が１００分の２０以上 | 　 | 　該当 | 当日「療養維持特別加算Ⅱ計算書」を確認します。※日常生活自立度ランクⅣ又はＭ |
| ②前３月間の入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者※の占める割合が１００分の５０以上 | 　 | 　該当 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 初期加算１日＋３０単位 | 入所した日から起算して30日以内 | 　 | 満たす | 外泊期間は算定不可 |
| 併設・空床利用の短期入所から引続き当該施設に入所の場合 | 　 | 短期入所期間を除いて算定 | 　 |
| 過去３月以内の当該施設への入所※(日常生活自立度　Ⅲ、Ⅳ、Ｍは１月以内の入所) | 　 | なし | 　 |
| 　 | 再入所時栄養連携加算＋２００単位 | ①入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった（入院中に経管栄養又は嚥下調整食の新規導入） | 　 | 該当 | 　 |
| ②施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席する | 　 | 該当 | 　 |
| ③再入所後の栄養管理について当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該施設に再入所 | 　 | 該当 | 栄養ケア計画書 |
| ④栄養ケア・マネジメント未実施減算を算定していない |  | 該当 |  |
| 　 | 入所前後訪問指導加算Ⅰ＋４５０単位 | 施設サービス（Ⅰ）、ユニット型施設サービス（Ⅰ）を算定 | 　 | 該当 | 　 |
| 入所期間の見込みが１月を超える入所者であること | 　 | 該当 | 　 |
| 入所予定日前30日から入所後７日以内に居宅を訪問 | 　 | 該当 | 　 |
| 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定 | 　 | あり | 　 |
| 指導は医師等多職種が協力して入所者・家族のいずれにも行っている | 　 | 該当 | 診療録等 |
| 指導日及び指導内容の要点を記録 | 　 | あり | 診療録等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 入所前後訪問指導加算（Ⅱ）＋４８０単位 | 施設サービス（Ⅰ）、ユニット型施設サービス（Ⅰ）を算定 | 　 | 該当 | 　 |
| 入所期間の見込みが１月を超える入所者であること | 　 | 該当 | 　 |
| 入所予定日前30日から入所後７日以内に居宅を訪問 | 　 | 該当 | 　 |
| 退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり生活機能の具体的な改善目標※1と退所後の生活に係る支援計画※2の策定 | 　 | 策定 | ※1、※2は医師等多職種で会議を行い策定支援計画等 |
| 指導は医師等多職種が協力して入所者・家族のいずれにも行っている | 　 | 該当 | 診療録等 |
| 指導日及び指導内容の要点を記録 | 　 | あり | 診療録等 |
| 　 | 試行的退所時指導加算＋４００単位（次頁へ続く） | ①入所期間が1月を超える者が居宅に試行的に退所する場合、退所時に入所者及び家族に対し、退所後の療養上の指導を実施（３月間限り１月に１回） | 　 | 該当 | 医師、看護職員、支援相談員、ＰＴ、ＯＴ又はＳＴ、栄養士、介護支援専門員等が協力して指導 |
| ②医師、薬剤師(配置している場合に限る）、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により居宅で療養継続可能であるか検討 | 　 | 該当 | 　 |
| ③入所者又は家族に趣旨を説明し、同意を得ている | 　 | 該当 | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
|  | （前頁から続き）試行的退所時指導加算 | ④試行的退所期間中、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス等を利用していない | 　 | 該当 | 　 |
| ⑤試行的退所期間終了後居宅に退所できない場合、療養が続けられない理由等分析し、問題解決に向けたリハビリ等、施設サービス計画を変更している | 　 | 該当 | 　 |
| ⑥退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | 　 | 該当 | 　 |
| ⑦指導日、指導内容の記録の整備 | 　 | 該当 | 診療録 |
| 　 | 退所時情報提供加算＋５００単位 | ①入所期間が1月超 | 　 | 該当 | 　 |
| ②本人の同意を得て、退所後の主治の医師に、診療状況を示す文書を添えて紹介 | 　 | 該当 | 診療状況を示す文書（様式あり） |
| ③退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | 　 | 該当 | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 入退所前連携加算（Ⅰ）＋６００単位（※　（Ⅰ）又は（Ⅱ）で、入所者１人につき１回を限度） | 1. 入所期間が1月超
 | 　 | 該当 | 　 |
| ②退所に先立って居宅介護支援事業者に対し、利用者の同意を得て、診療状況を添えて介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施 | 　 | 該当 | 　 |
| ③医師、看護職員、支援相談員、理学（作業）療法士、栄養士、介護支援専門員等が協力して行うこと | 　 | 該当 | 　 |
| ④退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | 　 | 該当 | 　 |
| ⑤入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を決定 |  | 該当 |  |
| 入退所前連携加算（Ⅱ）＋４００単位 | （Ⅰ）の①から④に適合 |  | 該当 | （Ⅰ）①～④もチェック |
| 　 | 訪問看護指示加算＋３００単位 | ①退所時に、施設の医師が診療に基づき訪問看護等が必要であると認めた場合 | 　 | 該当 | 　 |
| ②本人の同意を得て訪問看護等の指示書を交付 | 　 | 該当 | 訪問看護指示書（様式あり） |
| ③指示書の写しを診療録等に添付 | 　 | 該当 | 診療録等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 栄養ケア・マネジメント未実施減算△１４単位／日 | 常勤の管理栄養士を１人以上配置 | 　 | 配置なし | ３年間の経過措置期間あり |
| 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に実施 |  | 未実施 |
|  | 栄養マネジメント強化加算　＋１１単位／日 | ①管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を５０（施設に常勤栄養士を１人以上配置し、給食管理を行っている場合は７０）で除して得た数以上配置 |  | 配置 |  |
| ②低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施 | 　 | 実施 | 　 |
| ③低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合には、早期に対応 | 　 | 実施 |  |
| ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出 | 　 | 提出 | ＬＩＦＥシステムによるデータ提出記録等 |
| ⑤継続的な栄養管理の実施に当たって、④の情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 | 　 | 実施 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備　　考 |
| 　 | 経口移行加算＋２８単位／日 | 定員、人員基準に適合 | 　 | 満たす | 　 |
| 経口による食事摂取のための栄養管理及び支援が必要との医師の指示 | 　 | あり | 　 |
| 誤嚥性肺炎防止のためのチェック | 　 | あり | 　 |
| 医師、管理栄養士、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員等が多職種協働で経口移行計画を作成 | 　 | あり | 栄養ケア計画と一体的に作成 |
| 入所者又は家族等に対する計画の説明及び同意 | 　 | あり | 　 |
| 管理栄養士又は栄養士が、医師の指示を受けて計画に基づき栄養管理を実施 | 　 | 実施 | 医師の指示 |
| 言語聴覚士又は看護職員が、医師の指示を受けて計画に基づき支援を実施 | 　 | 実施 | 医師の指示 |
| 算定は、計画作成日から起算して180日以内 | 　 | 該当 | 　 |
| 180日を超える場合は経口による食事摂取が一部可能 | 　 | 可能 | 記録 |
| 180日を超える場合の医師の指示 | 　 | あり | 医師の指示 |
| 180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示 | 　 | **2週間毎** | 医師の指示 |
| 必要に応じて介護支援専門員を通じて主治の歯科医師へ情報提供 | 　 | あり | 記録 |
| 栄養マネジメント加算を算定している | 　 | 算定している | 　 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 経口維持加算Ⅰ＋４００単位／月（次頁に続く） | 定員、人員基準に適合 |  | 満たす |  |
| 摂食機能障害があり水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡検査等により誤嚥が認められ、経口による食事摂取のための管理が必要との医師の指示 |  | あり | 医師の指示 |
| 誤嚥等が発生した場合の管理体制（食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師への報告等が迅速に行われる体制） |  | あり |  |
| 食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮 |  | あり |  |
| 医師、管理栄養士等が多職種協働で食事の観察及び会議等を行い※、経口維持計画を作成 |  | 月１回以上 | 経口維持計画※やむを得ない理由により参加すべき者が参加できない場合は、会議終了後その結果を速やかに情報共有すること |
| 入所者又は家族等に対する計画の説明及び同意 |  | あり |  |
| 医師又は歯科医師※の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が計画に基づく栄養管理を実施 |  | 実施 | ※歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る |
| 入所者又は家族の同意を得られた日の属する月から起算して6月以内 |  | 該当 |  |
| 6月を超える場合の医師又は歯科医師の指示及び入所者の同意 |  | あり | 医師の指示 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 経口維持加算Ⅰ（続き） | 6月を超えて算定する場合の定期的な医師又は歯科医師の指示 |  | １月毎 | 医師の指示 |
| 経口移行加算を算定していない |  | 算定していない |  |
| 栄養マネジメント加算を算定している |  | 算定している |  |
| 経口維持加算Ⅱ＋１００単位／月 | 協力歯科医療機関を定めている |  | 該当 |  |
| 経口維持加算Ⅰを算定している |  | 該当 |  |
| 医師、管理栄養士等が多職種共同で行う栄養管理のための食事観察及び会議等に、医師（配置医師を除く）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上の参加 |  | あり | ※やむを得ない理由により参加すべき者が参加できない場合は、会議終了後その結果を速やかに情報共有すること |
| 　 | 口腔衛生管理加算Ⅰ＋９０単位／月（次頁に続く） | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔衛生の管理を実施 | 　 | 月２回以上 | 　 |
| 入所者又は家族に当該サービス実施の同一月内に医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を確認した上で、当該サービスについて説明し、同意を得ている | 　 | 該当 | ※訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月は、当該加算は算定不可 |
| 入所者ごとに口腔に関する問題点、歯科医師からの指示の要点、口腔衛生の管理の内容等の記録の作成、保管し、必要に応じて写しを入所者に対し提供 | 　 | 該当 | 口腔衛生管理に関する実施記録 |
| 歯科衛生士が当該入所者に係る口腔清掃等について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っている | 　 | 該当 | 技術的助言及び指導の記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点　検　項　目 | 点　　検　　事　　項 | 点検結果 | 備考 |
|  | 口腔衛生管理加算Ⅰ（続き） | 歯科衛生士が当該入所者に係る口腔ケアに関し、介護職員からの相談等に必要に応じ対応している | 　 | あり | 相談等対応の記録 |
|  | 口腔衛生管理加算Ⅱ＋１１０単位／月 | Ⅰに加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用 |  | 該当 | ＬＩＦＥシステムによるデータ提出記録等 |
|  | 療養食加算＋６単位／回（１日につき３回を限度） | 管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理 |  |  |  |
| 利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供 | 　 | あり | 　 |
| 定員、人員基準に適合 | 　 | 満たす | 　 |
| 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、異常脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供 |  | あり |  |
| 療養食の献立の作成の有無 |  | あり | 療養食献立表 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 【療養型】在宅復帰支援機能加算１日＋１０単位 | 介護保健施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）又はユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）・（Ⅲ）で算定 |  | 左記で算定 |  |
| 算定日の属する月の前６月間以内の退所者総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入所期間１月超)の割合が３割超 |  | ３割超を満たす |  |
| 退所日から30日以内に居宅訪問又は居宅介護支援事業者から情報提供を受け、在宅生活が１月以上継続する見込みの確認、記録の実施 |  | あり | 記録 |
| 入所者の家族との連絡調整 |  | あり | 介護状況を示す文書 |
| 算定根拠等の関係書類の整備 |  | あり |  |
| 　 | かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）＋１００単位（１回限り） | ①老健の医師または薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講 | 　 | 該当 | 受講証等 |
| ②入所後１月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方の内容を変更する可能性があることを説明し、合意を得ている | 　 | 該当 | 　 |
| ③入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後１月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載 | 　 | 該当 | 　 |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）（次頁に続く） | ①（Ⅰ）を算定している |  | 該当 |  |
| ②入所期間が３月以上であると見込まれる入所者である |  |  |  |
| 届出状況 | 点　　検　　項　　目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | ＋２４０単位（１回限り） | ③入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、必要な情報を活用している | 　 | 該当 | ＬＩＦＥシステムによるデータ提出記録等 |
| かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）＋１００単位（１回限り） | ①（Ⅱ）を算定している |  | 該当 |  |
| ②６種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を老健の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、老健の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を１種類以上減少させている |  | 該当 |  |
| ③退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ１種類以上減少している |  | 該当 |  |
|  | 緊急時治療管理１日＋５１８単位 | 1. 同一の入所者について月1回、連続する3日を限度に算定
 |  | 該当 |  |
| ②特定治療を同時に算定していない |  | 算定していない |  |
|  | 所定疾患施設療養費Ⅰ１日＋２３９単位 | 1. 同一の入所者について月１回、連続する7日を限度に算定
 |  | １回以下（7日以内） | 開始年度の翌年度以降、実施状況を介護サービス情報公表制度等により公表すること肺炎または尿路感染症の者は検査を実施した場合のみ |
| ②肺炎、尿路感染症、帯状疱疹または蜂窩織炎 |  | 該当 |
| 1. 診断名、診断日、投薬、検査、注射、処置等を診療録に記載
 |  | 診療録等 |
| 1. 緊急時施設療養費を同時に算定していない
 |  | 算定していない |
|  | 所定疾患施設療養費Ⅱ　　　（次頁に続く）１日＋４８０単位 | 1. 同一の入所者について月１回、連続する10日を限度に算定
 |  | １回以下（10日以内） | 開始年度の翌年度以降、実施状況を介護サービス情報公表制度等により公表すること |
| 届出状況 | 点　　検　　項　　目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
| （前頁からの続き）所定疾患施設療養費Ⅱ | ②　肺炎、尿路感染症、帯状疱疹または蜂窩織炎 |  | 該当 | 肺炎または尿路感染症の者は検査を実施した場合のみ |
| 1. 診断名、診断に至った根拠、診断日、投薬、検査、注射、処置等を診療録に記載
 |  | 診療録等 | 近隣の医療機関と連携し実施した場合も同内容を記録 |
| 1. 上記診断等を行う老健の医師が感染症対策に関する研修を受講
 |  | 該当 | 受講証等 |
| 1. 緊急時施設療養費を同時に算定していない
 |  | 算定していない |  |
|  | 自立支援促進加算３００単位／月 | ①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に実施 |  | 実施 | 評価表 |
| ②医師が少なくとも６月に１回、医学的評価の見直しを実施 |  | 実施 | 評価表 |
| ③医師が自立支援にかかる支援計画等の策定に参加 |  | 実施 |  |
| ④医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者ごとに、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施 |  | 計画作成、実施 | 支援計画 |
| ⑤医学的評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直し |  | 実施 | 支援計画 |
| ⑥医学的評価の結果等を厚生労働省に提出 |  | 提出 | ＬＩＦＥシステムによるデータ提出記録等 |
| ⑦当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用 |  | 実施 |  |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 認知症専門ケア加算Ⅰ１日＋３単位 | 入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が５割以上 |  | 5割以上に該当 |  |
| 認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は当該対象者が１９名を超えて１０増すごとに条件にあった人数を配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施 |  | 該当 | 認知症介護実践リーダー研修 |
| 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施 |  | 該当 |  |
|  | 認知症専門ケア加算Ⅱ１日＋４単位 | 入所者総数のうち介護を必要とする認知症者の対象者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者）の割合が５割以上 |  | 5割以上に該当 |  |
| 認知症介護に係る研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は当該対象者が１９名を超えて１０増すごとに条件にあった人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施 |  | 該当 | 認知症専門ケア加算Ⅰと同じ |
| 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施 |  | 該当 |  |
| 認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施 |  | 該当 | 認知症介護指導者養成研修 |
| 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成、実施 |  | 該当 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 認知症行動・心理症状緊急対応加算1日＋２００単位 | 利用者又は家族の同意 |  | あり |  |
| 退所に向けた施設サービス計画の策定 |  | あり |  |
| 判断した医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等の記録 |  | あり | 診療録等（認知症の症状・医師の判断の状況） |
| 医師が判断した当日又は翌日から入所開始 |  | 入所から7日を限度 |  |
| 直前の状況が、病院・診療所の入院中、又は他の介護保険施設等の利用中ではない |  | 該当 |  |
| 入所前１月の間に当該施設に入所したことがない、及び過去１月の間に当該加算を算定したことがない |  | 該当 |  |
|  | 認知症情報提供加算＋３５０単位 | 認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断した入所者 |  | 該当 |  |
| 施設の医師が施設内での診断が困難と判断する入所者に対し、入所者又は家族の同意を得て入所者の診療状況を示す文書を添えて専門医療機関等を受診 |  | 該当 |
| 入所者１人につき入所期間中に１回を限度に算定 |  | １回以内 |
| 専門医療機関等が施設に併設する保険医療機関（認知症疾患医療センター等を除く）ではない |  | 併設ではない |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 地域連携診療計画情報提供加算＋３００単位 | 地域連携診療計画管理料または地域連携診療計画退院時指導料を算定して保険医療機関を退院 |  | 該当 |  |
| 疾患名が大腿骨頸部骨折または脳卒中 |  | 該当 |  |
| 保険医療機関が作成した診療計画に基づき入所者の治療等を実施 |  | 該当 |  |
| 当該保険医療機関に対し、入所者の同意を得て退院した日の属する月の翌月まで入所者に関する診療情報を文書により提供（１人につき１回を限度） |  | 該当 |  |
|  | 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）＋３単位／月※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 | 入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価 |  | 実施 | 評価表 |
| 少なくとも３月に１回、評価を実施 |  | 実施 | 評価表 |
| 評価結果等を厚生労働省に提出 |  | 提出 | ＬＩＦＥシステムによるデータ提出記録等 |
| 褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用 |  | 実施 |  |
| 評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成 | 　 | 計画作成 | 褥瘡ケア計画 |
| 入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い、褥瘡管理を実施 | 　 | 実施 | 　 |
| 管理の内容や入所者ごとの状態について定期的に記録 | 　 | 実施 | 記録表 |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直し | 　 | 実施 | 計画 |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）＋１３単位／月 | （Ⅰ）の要件を満たす | 　 | 該当 | 　 |
| 入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がない | 　 | 該当 | 　 |
|  | 褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）＋１０単位／月（３月に１回を限度）※令和４年３月31日まで | ①　入所者全員に対する要件 |  |  |
| 入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、「介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業」において明らかになったモニタリング指導を用いて、施設入所時に評価している |  | 評価あり | 評価表 |
| 少なくとも３月に１回、評価を行い、その評価結果を提出している |  | 提出 | 提出書類 |
| ②　①の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件 |  |
| 関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成 |  | 作成 | 褥瘡ケア計画 |
| 褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施 |  | 実施 |  |
| ①の評価に基づき、少なくとも３月に１回、褥瘡ケア計画を見直す |  | 実施 | 見直し後の計画 |
| 　 | 排せつ支援加算（Ⅰ）＋１０単位／月※（Ⅰ）～（Ⅲ）は併算定不可　（次頁に続く） | 排せつに介護を要する入所者（※１）である |  | 該当 | ※１　要介護認定調査の「排尿」又は「排便」の項目が「一部介助」又は「全介助」である場合等 |  |
| 要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価 |  | 実施 | 評価表 |
| 少なくとも６月に１回評価を実施 |  | 実施 | 評価表 |
| 評価結果等を厚生労働省に提出 |  | 提出 | LIFEシステムによるデータ提出記録等 |
| 排せつ支援に当たって当該情報等を活用 |  | 実施 |  |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点　結　結　果 | 備考 |  |
|  |  | 評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析 |  | 実施 |  |
| 支援計画を作成 |  | 作成 | 支援計画 |
| 支援を継続して実施 |  | 実施 |  |
| 評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直し |  | 実施 | 支援計画 |
|  | 排せつ支援加算（Ⅱ）＋１５単位／月 | （Ⅰ）の要件を満たす |  | 該当 | (Ⅰ)にもチェック |
| 適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者 |  | 該当 |  |
| 排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善 |  | 該当 |  |
|  | 排せつ支援加算（Ⅲ）＋２０単位／月 | （Ⅰ）の要件を満たす |  | 該当 | (Ⅰ)にもチェック |
| 適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者 |  | 該当 |  |
| 排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善 |  | 該当 |  |
|  | 排せつ支援加算（Ⅳ）＋１００単位／月※令和４年３月３１日まで | 排せつに介護を要する入所者（※１）である |  |  | ※１　加算（Ⅰ）と同じ※２　要介護認定調査の「排尿」又は「排便」の項目が「全介助」から「一部介助」以上に、又は「一部介助」から「見守り等」以上に改善すると見込まれることをいう。※３　看護師が判断する場合は、当該判断について事前または事後の |
| 身体機能の向上や環境の調整等によって排せつに係る要介護状態を軽減できる（※２）と医師、又は適宜医師と連携した看護師（※３）が判断 |  |  |
| 利用者が希望している |  |  |
| 多職種が排せつに係る各種ガイドライン等を参考として、排せつに介護を要する原因等について分析 |  |  |
| 分析結果を踏まえた支援計画の作成 |  |  |
| 支援計画に基づき支援している |  |  |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  |  |  | 　 |  | 医師への報告を要することとし、利用者の背景疾患の状況を勘案する必要がある場合は、事前の医師への相談を要することとする。 |
| リハビリテーションマネジメント計画書情報加算＋３３単位／月 | ①医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者またはその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理している |  | 実施 | 実施計画 |
| ②入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出 | 　 | 提出 | LIFEシステムによるデータ提出記録等 |
| ③リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し、利用者の状態に応じたリハビリテーション計画の作成、当該計画に基づくリハビリテーションの実施、当該実施内容の評価、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し、改善の一連のサイクルによりサービスの管理を実施 |  | 該当 |  |
| ④評価は、計画に基づくリハビリテーションの提供開始から概ね２週間以内に、その後はおおむね３月ごとに実施 |  | 実施 |  |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | サ　ー　ビ　ス　提　供　体　制　強　化　加　算 | 共通事項 | 定員、人員基準に適合 |  | 該当 | 前年度の割合計算の記録は、当日実地指導で確認します。※１　例・LIFEを活用したPDCAサイクルの構築・ICT・テクノロジーの活用・高齢者の活躍等による役割分担の明確化・ポータブルトイレを使用しない方針※２看護職員、介護職員、支援相談員、PT、OT、ST |
| 前年度（３月を除く）の職員割合の平均【常勤換算方式による】が下記の加算要件の割合を満たしている。前年度の実績が６ヶ月に満たない場合には、直近３ヶ月において下記の職員割合の加算要件を毎月継続的に満たし、結果を記録している。（前年度実績６ヶ月以上は、毎年度（３月を除く）の記録） |  | 満たしている |
| 加算Ⅰ２２単位／日 | 次のいずれかに該当①介護職員の総数に占める介護福祉士８０％以上②勤続１０年以上の介護福祉士３５％以上 |  | 該当 |
| サービスの質の向上に資する取組※１を実施 |  | 実施 |
| 加算Ⅱ１８単位／日 | 介護職員に占める介護福祉士６０％以上 |  | 該当 |
| 加算Ⅲ６単位／日 | 次のいずれかに該当①介護職員に占める介護福祉士５０％以上②看護、介護職員の総数のうち常勤職員７５％以上③直接提供する職員※２総数のうち勤続７年以上３０％以上 |  | 該当 |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 結 果 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 安全管理体制未実施減算△５単位／日 | 事故発生防止のための指針の整備 |  | 未実施 | ６ケ月間の経過措置期間あり（令和３年９月３０日まで） |
| 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 |  | 未実施 |
| 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 |  | 未実施 |
| 上記の措置を適切に実施するための担当者設置 |  | 担当者未配置 |
|  | 安全管理体制加算＋２０単位（入所時に１回） | 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備 |  | 実施 | ※令和３年１０月３１日までについては、研修受講予定であれば、受講した者とみなす |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（月額３万７千円相当） | 1. 介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込み額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている
 |  | 該当 | 介護職員処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の職員の処遇改善の計画等を記載 |
| ②加算の算定額に相当する賃金改善を実施 |  | 該当 |
| ③介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事等に提出している（※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| ④事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を知事等に報告している　ア　介護職員以外を対象に含めていない　イ　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している　ウ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致してい　　　る |  | 実績報告書の数字と一致・国保連の加算額通知書（月ごと）・賃金改善額明細書（事業所別、個人別）・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| ⑤算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない |  | 該当 |  |
| ⑥当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（前頁からの続き） | ⑦次に掲げる基準のいずれにも適合する |  | (一)～（三）に適合 | キャリアパス要件 |
| 　(一)　次に掲げる要件の全てに適合する　　　ａ 介護職員の任用の際における職位・職責又は職務内容等の任用要件と介護職員の賃金体系を定めているｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している |  | ａ　任用要件と賃金体系を定めているｂ　書面作成及び周知している | 就業規則等の根拠規定 |
| （ニ）次に掲げる要件のa又はb、及びｃに適合するａ 資質向上のための計画に沿って研修機会の提供又は技術指導の実施並びに介護職員の能力評価を行っているｂ 資格取得のための支援をしているｃ　ａ又はｂについて、全ての介護職員に周知している |  | ａ　計画策定、研修実施（機会確保と能力評価）ｂ　計画策定・支援実施ｃ　周知している | 記録記録記録 |
| （三）次に掲げる要件の全てに適合するa　経験・ 資格・評価のいずれかに応じた昇給の仕組みがあるｂ ａの要件について書面で整備し、全ての介護職員に周知している | 経験資格評価 | a左記のうち該当の昇給の仕組みに○を | 就業規則等の根拠規定 |
|  | ｂ　書面整備及び周知している |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】 | ⑧ ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（月額２万７千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑦の（一）及び（二）に適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| ⑧ ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（月額１万５千円相当） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、⑦の（一）又は（二）のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |  |
| ⑧ ③の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善（賃金改善を除く。）の内容（職場環境等要件）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知している |  | 内容・費用を全介護職員に周知 | 職場環境等要件を介護職員に周知した記録 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）…　(Ⅲ)の90/100（令和４年３月31日まで算定可） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合し、（Ⅰ）の⑦の（一）又は（二）、もしくは（Ⅲ）の⑧のいずれかに適合 |  | （Ⅰ）、（Ⅲ）の頁でもチェックしてください | 令和３年度改正により廃止（ただし１年間の経過措置あり）【介護報酬総単位**×**サービス別加算率】(単位未満の端数四捨五入)**×【0.8　か0.9】**(単位未満の端数四捨五入)**×**【１単位の単価】（１円未満端数切捨て） |
|  | 介護職員処遇改善加算（Ⅴ）　…　(Ⅲ)の80/100（令和４年３月31日まで算定可） | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑥に適合する |  | （Ⅰ）の頁でもチェックしてください |
|  | 介護職員処遇改善加算【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【次頁に続く】 | 1. 介護職員等の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、適切な措置を講じている
 |  | 該当 | 介護職員等特定処遇改善計画書には、賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員等の処遇改善の計画等を記載 |
| 1. 加算の算定額に相当する賃金改善を実施
 |  | 該当 |
| 1. 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、知事等に届出をしている

（※４月から算定する場合は、原則２月末までに届出） |  | 周知かつ届出 |
| 1. 事業者において、事業年度ごとに介護職員等の特定処遇改善に関する実績（介護職員等特定処遇改善実績報告書）を知事等に報告している

ア　加算総額は国保連から通知された金額と原則一致しているイ　賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している |  | 実績報告書の数字と一致・国保連の加算額通知書（月毎）・賃金改善額明細書(事業所別、個人別）・賃金台帳等元帳 | 年度の最終加算の支払のあった月の翌々月末（通常は７月末）までに実績報告を提出 |
| 1. 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
 |  | 該当 |  |
| 1. 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている
 |  | 該当 | 保険料納付書等 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | 1. 配分対象と配分方法
 |  |  |  |
| （一）　賃金改善の対象となるグループ介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）による賃金改善を行うに当たり、経験・技能のある介護職員を定義した上で、介護サービス事業所等に従事する全ての職員を以下のグループに割り振っている。a 経験・技能のある介護職員介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員と認められる者をいう。具体的には、　　　・介護福祉士の資格を有する者　　　・所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員を基本としつつ、他の法人における経験や、当該職員の業務や技能等を踏まえ、各事業者の裁量で設定することとする。ｂ 他の介護職員　　　　経験・技能のある介護職員を除く介護職員　 ｃ　 その他の職種 介護職員以外の職員 |   | 該当を○で囲むaのみ実施a及びｂを実施abc全て実施 |  |
| （二）　事業所における配分方法実際の配分に当たっては、一ａ～ｃそれぞれにおける平均賃金改善額等について、以下のとおりとすること。 |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | この場合、二ａ～ｃ内での一人ひとりの賃金改善額は、柔軟な設定が可能であること。ａ 経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均８万円（賃金改善実施期間における平均とする。以下同じ。）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円以上であること（現に賃金が年額440 万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）。ただし、以下の場合など例外的に当該賃金改善が困難な場合は合理的な説明を求めることとすること。・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合・ ８万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層・役職やそのための能力・処遇を明確化することが必要になるため、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要する場合ｂ 当該事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。ｃ 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上であること。ただし、その他の職種の平均賃金額が |  |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】【次頁に続く】 | 他の介護職員の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。ｄ その他の職種の賃金改善後の賃金の見込額が年額440 万円を上回らないこと（賃金改善前の賃金がすでに年額440 万円を上回る場合には、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とならない）。 |  |  |  |
| 1. ③の届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を行うこと。なお、令和３年度においては、６の区分から３の区分を選択し、それぞれで１以上の取組を行うこと。
 |  | 該当 | 職場環境等要件 |
| 1. サービス提供体制強化加算の（Ⅰ）又は（Ⅱ）の区分（訪問介護にあっては特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は日常生活継続支援加算）を届け出ていること。
 |  | 該当 | 介護福祉士の配置等要件 |
| 1. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。
 |  | 該当 | 処遇改善加算要件 |
| 1. 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。
 |  | 該当 | 見える化要件 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）【前頁からの続き】 | 具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載していること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表していること。なお、当該要件について令和３年度は算定要件とされない。 |  |  |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の①から⑧及び⑩から⑪に適合 |  | （Ⅰ）の頁にもチェックしてください |  |
|  | 介護職員等特定処遇改善加算【共　通】 | 変更事由※に該当する場合に「変更届」を提出している |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13 |
| 事業継続のための特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた |  | 提出　・　該当なし | ※介護保険最新情報Vol.935 P13～14 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 届出状況 | 点 検 項 目 | 点 検 事 項 | 点 検 結 果 | 備考 |
|  |  | 非常災害対策（義務）※2　水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画防災体制、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練、自営水防組織の業務（水防法に基づき組織を置く場合） | ① 消火設備その他非常災害に必要な設備として、消防法、建築基準法に規定された設備を確実に設置している |  | 設置している | 防火管理者の配置、自動火災報知設備、誘導灯の設置、等 |
| ② 非常災害に関する具体的計画【消防計画及び地震等の災害に対処するための計画】を策定している |  | 策定している | 防火管理者又は防火管理の責任者が策定する |
| ③ 非常災害時の地域の消防機関への通報体制を整備している |  | 整備している |  |
| ④　非常災害計画の内容を従業者に周知している |  | 周知している |  |
| ⑤ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている |  | 行っている |  |
| ⑥　非常災害時の利用者の安全及び適切な処遇の確保を図るため、市町村、介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備している（努力義務） |  | 該当 | 【水防法・土砂災害防止法改正Ｈ29.6.19】※1各市町村地域防災計画を確認すること |
| ⑦　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めている（努力義務） |  | 努めている |
| ⑧　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置している要配慮者利用施設である※１⇒該当の場合⑨⑩を回答 |  | 該当 |
| ⑨　水害や土砂災害からの避難確保計画※２を作成し、市町村に報告している（報告年月日：　　　　　　　　　） |  | 報告している |
| ⑩　⑨の避難確保計画に基づき避難訓練を実施している |  | 整備している |  |
| ⑪　その他（努力義務）耐震診断※、耐震改修、机・ロッカー等の補強措置。非常災害時持ち出し品、備蓄品の整備。防災教育　など |  | 実施している内容 | ※昭和56年5月末までは旧耐震基準、昭和56年6月以降に建てられた建物は新耐震基準の適用 |
|  | 防犯対策 | 不審者の侵入に備えて防犯対策をしている |  | 対策の内容 |